

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名	神奈川県文化芸術振興条例				
条例番号	平成20年神奈川県条例第33号	法規集	第4編第1章第7節		
所管室課	国際文化観光局文化課				
条例の概要	文化芸術の振興についての基本理念や施策の基本となる事項を定めている。				
検	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	文化芸術の振興により心豊かな県民生活の実現と個性豊かで活力に満ちた地域社会の発展に寄与するために、県民の文化芸術に関する活動の充実、文化資源を活用した地域づくりの推進及び文化芸術の振興を図るための環境整備が求められており、引き続き条例の必要性は高い。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	条例で定めている基本理念、基本的施策、計画、推進体制等に基づいて文化芸術振興の取組が進められているため、有効である。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	条例で文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進しており、効率的である。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	条例は、「文化芸術に親しむ環境づくり」を掲げる「かながわブランドデザイン」の基本方針に適合している。			
討	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	条例は、文化芸術振興基本法（現「文化芸術基本法」）の基本理念にのっとり、法に定められた地方公共団体の責務として地域の特性に応じた施策を策定し、実施するために定めたものであり、憲法及び法令に抵触するものではない。			
	その他				
見直し結果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等 現行条例の運用上、課題は見受けられないため。		
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。			
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。			
	4	改正及び運用の改善等を検討する。			
	5	廃止を検討する。			